

○石巻市債権管理条例

令和 8 年 3 月 19 日 条例第 1 号

石巻市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平を確保し、及び円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 240 条第 4 項第 3 号から第 8 号までに掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく徴収金に係るものその他法令の規定に基づき、国税又は地方税の滞納処分例により処分することができる徴収金に係るものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則その他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則その他の規程（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備するものとする。ただし、債権の性質上、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(徴収計画)

第 6 条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度、徴収計画を策定するものとする。

(督促)

第 7 条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定して、書面によりこれを督促しなければならない。

(情報の利用)

第 8 条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市

の債権の管理に関する事務を効率的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、かつ、地方税法第22条その他の法令の規定に反しない限りにおいて、当該債務者の個人情報（以下「債務者情報」という。）を同一の実施機関（石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石巻市条例第48号）第2条第1項に規定する実施機関及び石巻市議会個人情報保護条例（令和4年石巻市条例第55号）第1条に規定する議会をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関その他当該債務者以外の者から取得することができる。

- 2 市長は、前項の規定により利用し、又は取得した債務者情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。
- 3 市長は、債務者情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（滞納処分、強制執行等）

第9条 市長は、強制徴収債権について、法令等の定めるところにより、滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、強制徴収債権について、法令等の定めるところにより、徴収の猶予、財産の換価の猶予又は滞納処分の執行の停止をするものとする。
- 3 市長は、非強制徴収債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次項において「令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、非強制徴収債権について、令第171条の5から第171条の7までの規定により、徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除をするものとする。

（市の債権の放棄）

第10条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- （1） 当該非強制徴収債権（消滅時効について、時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が経過したとき（時効完成后に債務者が当該非強制徴収債権につき債務の一部を履行したときその他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。
- （2） 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- （3） 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(4) 債務者が死亡、失踪、所在不明その他これらに準ずる事情にあり、かつ、当該非強制徴収債権について徴収できる見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。